

栃木県公共図書館協会会則

(名称・事務局)

第1条 この会は、栃木県公共図書館協会と称し、事務局を会長の在職する図書館内に置く。

(目的)

第2条 この会は、栃木県内の公共図書館事業の振興発展を図り、本県文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員間における相互協力の支援
- (2) 図書館等職員の研修
- (3) 図書館事業等の調査研究
- (4) 図書館資料の収集配布
- (5) 図書館資料の相互貸借に関する調整
- (6) 学校図書館及び各種教育機関との連絡提携
- (7) その他必要とする事業

(会員)

第4条 この会の会員は、栃木県内の次のものとする。

- (1) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第2項に規定する公立図書館
 - (2) 図書館法第2条第2項に規定する私立図書館のうち、公共図書館活動を行う公益法人の図書館
 - (3) 公立図書館未設置市町村において、図書室活動を行う公民館
- 2 この会の会員になろうとするものは、入会申込書を提出し、役員会の承認を得なければならない。
- 3 この会を退会しようとするものは、退会届を提出しなければならない。
- 4 第1項第3号のものが会員となっていた市町村が図書館を新設したときは、当該図書館が既会員に代わり入会したものとみなし、既会員は退会したものとする。

(負担金)

第5条 会員は、毎年度会長の指定する期日までに、別表1に定める負担金を納めなければならない。

- 2 年度途中から会員となったものは、別表1の額を月割り計算して得た額（100円未満の端数は切り捨てる。）を入会年度の負担金とする。
- 3 既に納めた負担金は、これを返還しない。

(役員)

第6条 この会に、次の役員をおく。

会長	1名
副会長	2名
常任理事	1名
理事	（会長、副会長、常任理事を含む。）18名以内
監事	2名

- 2 役員は、別表 2 に定めるところにより、総会で選出する。
- 3 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に異動の生じたときは、その後任者が残任期間その職にあるものとする。
- 4 理事及び監事は、役員の互選とする。
- 5 会長・副会長及び常任理事は、理事の互選とする。

(職務)

第 7 条 会長は、会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 常任理事は、日常の会務の運営にあたる。
- 4 理事は、会務を審議し、運営にあたる。
- 5 監事は、会計を監査する。

(職員)

第 8 条 この会の事務を処理するため、次の職員をおく。

事務局長 1 名
書記 若干名

- 2 職員は、会長が任免する。
- 3 事務局長は、会長の命を受けて事務を処理し、書記は、事務局長の指揮のもとに事務を処理する。

(会議)

第 9 条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 この会の会議は、その構成員の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第 10 条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会の議長は、出席会員の中から選出する。
- 3 総会は次の事項を審議し、議決する。
 - (1) 事業計画の決定及び事業報告の承認
 - (2) 予算の決定及び決算の承認
 - (3) 役員の選出
 - (4) 会則の改廃
 - (5) その他重要な事項

(役員会)

第 11 条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 監事は、役員会で意見を述べることができるが、議事の決定に参加することは出来ない。
- 4 役員会は次の事項を審議する。
 - (1) 総会に提出する議案
 - (2) 総会から委任された事項
 - (3) 緊急を要する事項
 - (4) その他必要な事項

(特別委員会)

第12条 この会の目的遂行のため、総会の承認を経て、特別委員会をおくことができる。

(経 費)

第13条 この会の経費は、負担金・寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第14条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この会則は、昭和27年4月1日より施行する。

附 則

この会則は、昭和38年10月18日より施行する。

附 則

この会則は、昭和42年4月1日より施行する。

附 則

この会則は、昭和47年9月1日より施行する。

附 則

この会則は、昭和55年4月1日より施行する。

附 則

この会則は、昭和60年5月29日より施行する。

附 則

この会則は、昭和63年6月2日より施行する。

附 則

この会則は、平成元年5月24日より施行する。

附 則

この会則は、平成2年5月18日より施行する。

附 則

この会則は、平成4年5月14日より施行する。

附 則

この会則は、平成5年5月14日より施行する。

附 則

この会則は、平成10年5月14日より施行する。

附 則

この会則は、平成12年5月17日より施行し、平成12年4月14日から適用する。

附 則

この会則は、平成16年4月22日より施行し、平成16年度の負担金から適用する。

附 則

この会則は、平成17年4月21日より施行し、平成17年度の負担金から適用する。

附 則

この会則は、平成18年4月20日より施行し、平成18年度の負担金から適用する。

附 則

この会則は、平成19年4月19日より施行し、平成19年度の負担金から適用する。

附 則

この会則は、平成21年4月22日より施行し、平成21年度の負担金から適用する。

附 則

この会則は、平成22年4月28日より施行し、平成22年度の負担金から適用する。

附 則

この会則は、平成23年5月13日より施行する。ただし、宇都宮市立南は平成23年7月1日より施行する。

附 則

この会則は、平成24年5月10日より施行する。ただし、役員の選出区分及び人数は平成25年4月1日より施行する。

附 則

この会則は、平成26年5月22日より施行し、平成26年度負担金から適用する。

附 則

この会則は、平成27年6月26日より施行し、平成27年度負担金から適用する。

附 則

この会則は、平成28年7月16日より施行し、平成28年度負担金から適用する。

附 則

この会則は、平成29年5月18日より施行し、平成29年度負担金から適用する。

附 則

この会則は、令和元年5月16日より施行する。

(別表1) 栃木県公共図書館協会負担金

区 分	金 領
県 立	25, 000円
市町立	6, 900円
その他	3, 000円

(別表2) 栃木県公共図書館協会役員の選出区分及び選出人数

選 出 区 分	人 数	所 属 会 員
宇都宮・河内・芳賀地区	3名	<ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市立中央・宇都宮市立東・宇都宮市立南 ・宇都宮市立上河内・宇都宮市立河内 ・上三川町立・点字・真岡市立・真岡市立二宮 ・益子町中央・ふみの森もてぎ・市貝町立・芳賀町
上都賀・塩谷地区	3名	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿沼市立・鹿沼市立東分館・鹿沼市立栗野館 ・日光市立今市・日光市立日光・日光市立藤原 ・矢板市立・さくら市氏家・さくら市喜連川 ・塩谷町・高根沢町
下都賀・佐野・足利地区	3名	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木市栃木・栃木市大平・栃木市藤岡 ・栃木市都賀・栃木市西方館・栃木市岩舟館 ・小山市立中央・下野市立南河内・下野市立石橋 ・下野市立国分寺・壬生町立・野木町立 ・佐野市立・佐野市立田沼・佐野市立葛生 ・足利市立
那須地区	2名	<ul style="list-style-type: none"> ・大田原市立大田原 ・那須塩原市西那須野・那須塩原市黒磯 ・那須塩原市塩原・那須烏山市立南那須 ・那須烏山市立烏山・那須町立・那珂川町馬頭 ・那珂川町小川
県立	2名	<ul style="list-style-type: none"> ・県立